行幸啓

天皇皇后両陛下は、１月十日午後四時三十三分御出門、１月場所大相撲を御覧のため、国技館（墨田区）へ行幸啓、同六時二十二分還幸啓になつた。

御祝電

天皇陛下は、マーシャル国大統領キャステン・ネッド・ネムラ閣下の大統領就任につき、１月十一日御祝電を発せられた。

告示

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

関東運輸局最低賃金公示第１号

関東地方交通審議会から関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第５号）、関東海上旅客運送業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第６号）、関東漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第１号）及び関東漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第２号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に関東運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号231－8433神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番地」あて提出されたい。

平成28年１月14日

関東運輸局長　濱　　勝俊

関東地方交通審議会の意見（要旨）

１．関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「243,650円」を「245,450円」に、ただし書の職員「226,900円」を「228,700円」に、部員「185,050円」を「186,850円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「175,450円」を「177,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．関東海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「240,250円」を「242,050円」に、部員「179,000円」を「180,600円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．関東漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「184,800円」を「186,000円」に改正することが適当である。

４．関東漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「184,000円」を「186,000円」に改正することが適当である。

中国運輸局最低賃金公示第１号

中国地方交通審議会から中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第５号）、中国海上旅客運送業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第６号）、中国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第１号）及び中国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第２号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に中国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号730－8544広島県広島市中区上八丁堀６番30号」あて提出されたい。

平成28年１月14日

中国運輸局長　小川　晴基

中国地方交通審議会の意見（要旨）

１．中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「243,350円」を「245,150円」に、ただし書の職員「226,900円」を「228,700円」に、はしけ長「243,350円」を「245,150円」に、部員「184,750円」を「186,550円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「175,450円」を「177,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．中国海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「239,280円」を「240,480円」に、部員「171,110円」を「171,910円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．中国漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「181,500円」を「181,700円」に、鳥取県、島根県及び山口県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員であって、２そうびき沖合底びき網漁業の漁船に乗り組む者の最低賃金額「180,000円」を「180,200円」にそれぞれ改正することが適当である。

４．中国漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「187,200円」を「187,800円」に改正することが適当である。

沖縄総合事務局最低賃金公示第１号

沖縄地方交通審議会から沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第３号）、沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第４号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に沖縄総合事務局運輸部船舶船員課「郵便番号900－0006沖縄県那覇市おもろまち二丁目１番１号」あて提出されたい。

平成28年１月14日

内閣府沖縄総合事務局長　久保田　治

沖縄地方交通審議会の意見（要旨）

１．沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「243,350円」を「245,150円」に、ただし書の職員「226,900円」を「228,700円」に、部員「184,750円」を「186,550円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「175,450円」を「177,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．沖縄海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「240,250円」を「242,050円」に、部員「179,000円」を「180,600円」にそれぞれ改正することが適当である。

公　告

諸　事　項

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第７４１４号

福岡県筑紫野市二日市北１丁目１番５号ちくし法律事務所

申立人　迫田登紀子

本籍福岡県朝倉郡筑前町石櫃79番地１、最後の住所福岡県太宰府市大字北谷811番地、死亡の場所福岡県大野城市、死亡年月日平成27年10月６日、出生の場所福岡県朝倉郡夜須町、出生年月日昭和19年１月７日、職業無職

被相続人　亡　平位　常子

事務所　福岡市中央区舞鶴３丁目２番31号舞鶴栄光ビル３階

相続財産管理人　森　浩一郎

福岡家庭裁判所

平成２７年（家）第９１４８号

北九州市小倉南区大字合馬1950番地

申立人　岡崎　照子

本籍北九州市小倉北区貴船町73番地１、最後の住所北九州市小倉南区長尾２丁目10番13号、死亡の場所北九州市小倉南区、死亡年月日平成23年６月21日、出生の場所福岡県豊前市、出生年月日昭和39年８月３日、職業不明

被相続人　亡　小林　　勉

事務所　北九州市小倉北区大手町11－３大手町アイビースクエア３階　阿部哲茂法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大神　亮輔

福岡家庭裁判所小倉支部

平成２７年（家）第９１９４号

福岡県遠賀郡遠賀町浅木３丁目２番25号

申立人　山本　峰行

本籍北九州市小倉北区大字板櫃2149番地、最後の住所北九州市八幡東区春の町１丁目４番16号、死亡の場所北九州市八幡東区、死亡年月日平成11年７月３日、出生の場所福岡県久留米市、出生年月日昭和２年10月17日、職業不明

被相続人　亡　大村キヨ子

事務所　福岡市中央区舞鶴３丁目８番10号古川司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　古川　国利

福岡家庭裁判所小倉支部